

【別添1】

津山市立久米こども園運営委託事業 仕様書

津山市こども保健部

令和3年8月

津山市立久米こども園運営委託仕様書

津山市立久米こども園（以下「久米こども園」という。）の運営委託に関する仕様は、以下に定めるところによる。

1. 施設等の概要に関する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 建物立地 | 津山市南方中1744-1 |
| (2) 施設種別 | 保育所型認定こども園 |
| (3) 敷地面積 | 8,641.4㎡ |
| (4) 構造 | 鉄骨ブロック造平屋建て・瓦葺 |
| (5) 施設規模 | 1,392.74㎡（延べ床面積） |
| (6) 主な室 | 乳児室（ほふく室）2、保育室6、遊戯室1、調理室1
調乳室1、沐浴室1、子育て支援センター室1、相談室1、
事務室1、便所6、倉庫3、プール1、その他 |
| (7) 建築年度 | 平成10年度 |
| (8) 認可定員 | 2号・3号認定：140名、1号認定：15名 |
| (9) 入所人員 | 144名（内幼稚園部9名。令和3年5月1日現在。） |
| (10) 職員数 | 37名（令和3年5月1日現在） |
| (11) 保育概要 | 通常保育事業、延長保育事業、一時預かり事業（一般型及び幼稚園型）、障害児保育事業、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業（体調不良型） |
| (12) 保育目標等 | 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び津山市における就学前教育・保育カリキュラム並びに現行の久米こども園の目標等を踏まえ、委託事業者と津山市が協議の上定めることとする。 |

2. 委託の条件に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

【認定こども園運営に関する事項】

- ①法人自らが久米こども園を運営すること。
- ②久米こども園の運営内容を原則継承し、安定的かつ継続的な運営を行うこと。
- ③児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第47号）に規定される児童福祉施設最低基準、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定

こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岡山県条例第65号）に規定される保育所型認定こども園の認定要件のほか、関係法令、通知等を遵守すること。

【通常保育の内容、開園時間、休園日等に関する事項】

- ①保育内容については、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を基本とし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び津山市における就学前教育・保育カリキュラムを踏まえて保育課程・指導計画を作成・実施すること。なお、1号認定子ども及び2号認定子どもに対しては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- ②利用時間及び開園時間は、次のとおりとする。ただし、延長保育の実施により、午後7時まで開園すること。

利用時間			開園時間
教育標準時間	保育短時間	保育標準時間	
午前8時30分から午後2時まで	午前8時30分から午後4時30分まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後6時まで

- ③休園日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日とする。ただし、上記以外の日をやむを得ず休園日にする場合は、あらかじめ保護者に説明の上、理解を得ておくこと。
- ④学年の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- ⑤1号認定子どもに係る学期は、次のとおりとする。
- ・第1学期 4月1日から7月31日まで
 - ・第2学期 8月1日から12月31日まで
 - ・第3学期 1月1日から3月31日まで
- ⑥1号認定子どもに係る休業日は、次のとおりとする。
- ・土曜日
 - ・学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - ・夏季休業日 7月20日から8月26日まで
 - ・冬季休業日 12月25日から1月6日まで
 - ・学年末休業日 3月26日から3月31日まで

【地域子ども・子育て支援事業及び特別保育の内容に関する事項】

- ①久米こども園において現在実施している次の地域子ども・子育て支援事業及び特別保育を継続実施し、保育内容の充実に努めること。
- ・地域子育て支援拠点事業（「地域子育て支援センター」）
 - ・一般型一時預かり事業
 - ・延長保育事業（保育短時間認定及び保育標準時間認定）

・障害児保育事業

- ②津山市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成28年津山市告示第192号）に基づく幼稚園型一時預かり事業を実施すること。

【保育内容などの継続に関すること】

- ①入園児童の受入れは、2号・3号認定子どもについてはおおむね生後2か月からとし、乳児保育（0歳児保育）に積極的に取り組むこと。また、1号認定子どもについては、3歳（当該年度中に満3歳に達するものを除く。）からとすること。
- ②給食調理は、委託事業者自らが所内調理室で行うこととし、アレルギー食への対応を行うこと。
- ③給食においては、現行の主食の提供を維持するとともに、地場産食材の積極的使用に努め、食育を考えた給食の提供を行うこと。
- ④児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第47号）第15条の規定に基づき健康診断を実施すること。
- ⑤入園児童の保護者負担額（保育料を除く保護者会費、諸費等）は現行の水準とすること。ただし、新たなサービスの対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。

【その他の事項に関すること】

- ①保育所型認定こども園の名称は、「津山市立久米こども園」とする。
- ②久米こども園の運営に当たっては、保護者に誠意を持って対応すること。
- ③私的契約児を入所させないこと。
- ④入園の決定、定員の決定は津山市が行うものであること。
- ⑤委託する保育所型認定こども園において事業者が変更となった場合で、現在の委託事業者が現に雇用している職員が委託後の事業者での雇用を希望するときは、可能な限り変更後の事業者において雇用すること。
- ⑥委託する保育所型認定こども園で現在実施している行事等については、別紙1「11. 主な行事、付加サービス等」の内容を踏まえ、次の方針に沿って実施すること。また、行事等の計画に当たっては、必要に応じて市に事前協議するとともに、特に、保護者が参加する行事等については、その時期、具体的内容等をあらかじめ保護者に説明・周知し、理解を得ておくこと。なお、行事等は、保護者・事業者・市で協議の上、追加、変更又は廃止していくことは可能とする。
- ・保育参観は年4回以上実施すること。
 - ・年間を通して食育に資する体験事業を実施すること。
 - ・季節に応じた行事・体験事業を実施すること。
 - ・地域との連携・交流を重視し、交流事業は年3回以上実施すること。
 - ・天然芝の園庭を適切に維持管理すること。
 - ・保育においてプールの積極的活用を図ること。
- ⑦3歳児以上の保育者には、原則として幼稚園教員免許状と保育士資格を併有する

者を充てること。

- ⑧近隣の小学校や他の教育・保育施設との連携を行うこと。
- ⑨委託する保育所型認定こども園で使用している制服・カバン等を変更する場合は、事前に保護者に説明し猶予期間を設けるなど、保護者の負担の軽減に努めること。
- ⑩保護者会は継続設置し、定期的な意見交換の場を設けること。
- ⑪地域の避難所となっているため、災害時の対応を行うこと。
- ⑫感染症等への対応（新型コロナウイルス感染症を含む）を適切に行うこと。
- ⑬隣接する放課後児童クラブとの連携を図ること。（園庭、駐車場の利用等）

（2）施設の維持管理等に関する事項

【基本事項】

- ①施設、設備、備品等について、善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、破損、滅失等した場合は補充し、その使用に支障のないようにしなければならない。
- ②管理している物品等を委託業務の目的以外の用途に使用しないものとし、併せて第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- ③施設等について次の事項を行ってはならない。ただし、あらかじめ津山市の承諾を受けたときは、この限りでない。
 - ア 施設の構造、造作物を改変すること。
 - イ 本委託業務の目的以外に使用すること。
- ④施設及びその付帯施設に不備や不具合がある場合は、津山市に報告すること。

【施設の維持管理及び備品等に関する事項】

- ①津山市立久米こども園備品一覧表（別紙①）等については、無償でこれを使用することができる。
- ②上記以外に、保育の実施に必要な備品を購入し、又は持ち込むことができる。ただし、その場合においてあらかじめ津山市の承諾を得るとともに台帳を整備すること。なお、備品は、原則税込価格3万円以上の物品とする。
- ③施設、備品等の経年劣化や不可抗力により生じた破損が明らかになったときは、直ちに津山市に報告し、協議すること。
- ④施設及び備品の大規模な修繕、改修等の必要が生じたときは、津山市がこれを行うものとする。ただし、10万円以内の修繕については事業者が行うこと。
- ⑤不適切な維持管理や使用により、機器等の修繕が必要となったときは、事業者の責任においてこれを行うこと。
- ⑥施設の電気料、水道料、下水道使用料、管理委託料については津山市負担とする。ただし、別途示す額を基準とし、この額を超える場合は協議するものとする。

（3）引継ぎ及び保育の評価に関する事項

【引継ぎに関する事項】

- ①委託事業者の決定後、速やかに保護者・事業者・津山市の三者（事業者の変更があった場合は、必要に応じて現事業者も含めた四者。）による話合いの場を設置すること。
- ②保育所型認定こども園運営の移行を円滑に進めるため、津山市と協力しながら施設運営の全般にわたる引継ぎを行うこと。また、引継計画については、受託決定後速やかに作成することとし、その計画に基づき、令和3年12月以降の津山市が指定する日から3月31日までの間に、児童の処遇についてこども園での合同保育を行うこと。なお、その期間については別途協議する。

【委託後の保育の評価に関する事項】

- ①事業者・津山市の二者又は保護者・事業者・津山市の三者による話合いの場を必要に応じて設置すること。
- ②苦情解決の仕組みとして中立・公正な第三者の立場からの助言を行う「第三者委員会」を設置すること。
- ③福祉サービスの「第三者評価制度」に基づく評価を契約期間内に少なくとも1回受審すること。なお、受審時期は、事業者及び津山市で協議の上決定するものとする。

3. 委託料に関する事項

(1) 委託料について

委託料についての基本的な考え方は、通常保育事業経費（国が定める公定価格に基づき算出した施設型給付費）に特別保育事業経費を加えた額から、津山市が負担する施設維持管理費（電気料、水道料、下水道使用料、施設の管理委託料等）を差し引いた額とする。ただし、これらの維持管理費は、毎年度市が提示する額（令和3年度の当初予算額（参考額）は別紙②のとおり）を基本とし、この額を超えた場合は必要に応じて協議するものとする。

(2) 委託料の支払いについて

委託料の通常保育事業経費分は、毎月1日時点での入所児童数に基づき算出し、毎月支払うものとし、特別保育事業経費分については、実績に基づき支払うものとする。

(3) 各種収入金の取扱いについて

保護者からの保育料その他の収入金の取扱いについては、別紙③に定めるとおりとする。

津山市立久米こども園備品一覧表

【別紙①】

備品 I 種(備品 I 種・・・津山市備品台帳に登録されているもの)

品名	設置・収納場所	数量	備考
ソファ椅子	給食休憩室・遊戯室	3	
応接セット	事務室	1	
事務机短	事務室	5	
事務机長	事務室	2	
パソコンテーブル	事務室	1	
肘つき職員用椅子	事務室	1	
職員用椅子	事務室・保育室(A・B・C)	19	
演台	ステージ	1	
座卓テーブル	ステージ	4	
花台	ステージ	1	
会議机	倉庫・相談室・ステージ	16	
おむつ交換台	相談室	1	
ままごとテーブル	相談室	1	
園児用机	増築保育室・保育室3・保育室A・保育室B・保育室C	12	
メルヘンテーブル	図書室	1	
授乳用椅子	乳児室1・2	1	
三未用机	乳児室1・2 増築保育室	8	
幼児食事用テーブル	保育室(A・B・C・3・増築・廊下)	9	
センター椅子	遊戯室	4	
センター机	遊戯室	1	
園児用机スタッキングテーブルカール		4	
児童用ロッカー	一時保育室	1	
センター用靴箱	玄関	1	
掃除用ロッカー(全7)	下処理室・玄関付近・3未トイレ・3上トイレ	4	
職員用ロッカー2人用	事務室	1	
職員用ロッカー3人用	事務室	6	
書籍用ロッカー2段	事務室	1	
食器戸棚	事務室	1	
書籍用ロッカー1段	事務室・教材室・倉庫	4	
センター用ロッカー	相談室	1	
蒲団棚	図書室	1	
園児用ロッカー2型	保育室1	1	
ロッカー3連	保育室1	1	
ホワイトボード	遊戯室	1	
給食展示ケース	廊下(テラス付近)	1	
久米保育所所長之印	すこやか・こどもセンター	1	
保育所印	すこやか・こどもセンター	1	
衝立	遊戯室	2	
洗濯機	3上トイレ・沐浴室・保育室1・調理室トイレ横	3	

津山市立久米こども園備品一覧表

【別紙①】

備品 I 種(備品 I 種・・・津山市備品台帳に登録されているもの)

品名	設置・収納場所	数量	備考
ガスブースター	久米こども園	1	
生ごみ処理機	久米こども園	1	
ウォータークーラー	調理室	2	
ガスオープン	調理室	1	
ガス回転釜	調理室	2	
キャスターワゴン	調理室	2	
紫外線電気消毒器	調理室	1	
食品保管庫	調理室	1	
食器消毒保管庫	調理室	2	
食器洗浄機	調理室	1	
炊飯器	調理室	1	
卓上野菜調理器	調理室	1	
電気炊飯器	調理室	1	
ハンドミキサー	調理室	1	
フードプロセッサ	調理室	1	
ミキサー	調理室	2	
冷蔵庫	調理室・事務室	5	
乾燥機	調理室トイレ横・沐浴室	2	
タオルポット	保育室(1・3) 調乳室	3	
歯ブラシ殺菌庫	保育室(1・3・A・B・C)	5	
業務用冷凍庫	久米こども園厨房	1	
業務用冷蔵庫	久米こども園厨房	1	
食器消毒保管庫	久米こども園厨房	1	
テント	グランド・グランド倉庫	7	
乳母車対面用	乳児室1・2側テラス	1	
避難車	乳児室1・2側テラス	1	
テレビ	一時・増築・相談・休憩・保育(A・B・C・1・3)	6	
プール薬注ユニット	屋外倉庫	1	
自動体外式除細動器	久米こども園	1	
テレビデオ	保育室A	1	
身長計	乳児室1・2・倉庫	2	
体重計	乳児室1・2・倉庫	2	
入退場門	屋外倉庫	1	
消火器	玄関・ホール・増築・南出入口・職員便所前・倉庫1前・厨房・保育室A前・倉庫2・調乳室・事務室・自家発電設備・LPガス・変電設備	11	
アコーデオン	倉庫2	2	
金魚水槽	倉庫2前	1	
おしめ交換台	乳児室1・2	2	
室内用巧技台	遊戯室	1	
総合遊具室内用	遊戯室	1	
マット掛け	遊戯室	1	
ピアノ	遊戯室・保育室(A・B・C)	4	
サッカーゴール	園庭	1	

津山市立久米こども園備品一覧表

【別紙①】

備品Ⅱ種(備品Ⅱ種・・・津山市備品台帳に登録されていないもの)

品名	設置・収納場所	数量	備考
ベンチ付きテーブル(大)	園庭	2	
ベンチ付きテーブル(小)	園庭	1	
事務机短	事務室	1	
事務机長	事務室	2	
パソコンテーブル	事務室	4	
カラー椅子	図書室	11	
丸椅子	図書室	7	
ベビーチェア	乳児室1・2 ・一時保育室	7	
園児用椅子(3歳以上)	保育室(A・B・C・1・3)	多数	
園児用椅子(3歳未満)	乳児室1・2 ・保育室1	多数	
木製ミニ椅子黄色	乳児室1・2	3	
ベンチ木製	廊下・グリーンテラス	2	
プラスチックベンチ	園庭	6	
職員用ロッカー3人用	事務室	1	
ステージ補助台	ホール	4	
ハンガー(円形)	増築保育室・保育室(A・B・C・3)	5	
ハンガー(長方形)	保育室1	1	
ベビーラック	乳児室1・2	2	
傘たて(子ども用)	増築・保育(A・B・C・3) 乳児室1・2	6	
傘たて(大人用)	玄関外側・裏入口	2	
衝立	遊戯室	1	
ベビーベッド	乳児室1・2 ・一時保育室・相談室	8	
うす	屋外倉庫	3	
鉄板セット	屋外物置	1	
大がまセット	屋外物置	1	
電気ポット	職員室・乳児室1・2	2	
12キロ計り	調理室	1	
大太鼓	倉庫2	1	
マーチング大太鼓	倉庫2	2	
マーチングミニ大太鼓	倉庫2	2	
中太鼓	倉庫2	14	
小太鼓	倉庫2	18	
マーチングベル	倉庫2	2	

津山市立久米こども園備品一覧表

【別紙①】

備品Ⅱ種(備品Ⅱ種・・・津山市備品台帳に登録されていないもの)

品名	設置・収納場所	数量	備考
ベルリラ	倉庫2	6	
シンバル	倉庫2	4	
マーチングキーボード	倉庫2	4	
ミニ大太鼓	倉庫2	1	
太鼓プロテクター	倉庫2	23	
楽器戸棚	廊下	1	
ハンドベル	楽器戸棚	5	
木琴	楽器戸棚	19	
ピアノカ	楽器戸棚	47	
オルガン	増築保育室・図書館	2	
キーボード	増築保育室・倉庫2	2	
室内マット	ホール	4	
跳び箱	ホール	2	
平均台	遊戯室	1	
踏み台	ステージ	6	
玉入れ(紅白)	プール棟機械室	1	
スケーター	プール棟倉庫	6	
一輪車	増築保育室外側	7	
綱引き用綱	プール棟倉庫	2	
外用マット	プール棟倉庫	2	
外用平均台	プール棟機械室	2	
ハードル	プール棟倉庫	5	
ボールかご	園庭	1	
自転車	プール棟倉庫	4	
三輪車二連	プール棟倉庫	2	
三輪車大	プール棟倉庫	4	
三輪車小	プール棟倉庫	2	
草刈機	三未掃除道具入れ	1	
脚立(大)	倉庫1	1	
脚立(小)	倉庫1	1	
ドーナツクッション	乳児室1・2 ・一時保育室	2	
ミニリヤカー	プール棟機械室	1	

津山市立久米こども園備品一覧表

【別紙①】

備品Ⅱ種(備品Ⅱ種・・・津山市備品台帳に登録されていないもの)

品名	設置・収納場所	数量	備考
手押し車	プール棟倉庫	6	
ボールプール	ホール	1	
一輪車置	増築保育室外側	1	
木製ハウス	園庭	1	
プラ製ハウス	三未屋外遊び場	1	
消火器	ポンプ室	2	
消火器	西側消火栓	1	
消火器	職員給湯室	1	

津山市が負担する久米こども園の維持管理費

内容	内容説明	【参考】R3年度 津山市当初予算額(千円)
水道代	水道代	900
電気代	電気代	2,160
電話代	電話代	120
警備委託料	防犯及び監視サービス	303
貯水槽清掃・プール管理委託料	貯水槽・プールの清掃・維持管理	97
遊具点検委託料	屋外遊具に関する定期点検 (2年に1回。次回はR4年度。)	0
消防点検委託料	消防法に基づく消防用設備等の点検	22
清掃委託料	床面洗浄及びワックス塗布	253
自家用電気工作物保安管理委託料	自家用電気工作物の保安管理	204
下水道使用料	下水道使用料	960
日本スポーツ振興センター負担金	日本スポーツ振興センター加入に係る設置者負担金	59
災害共済保険料	市有物件の災害共済保険料	16
計		5,094

久米こども園に係る収入金の取扱い

内容	津山市	委託事業者
保護者からの教育保育施設負担金	○	
国・県等からの特別保育事業費補助金	○	
国からの子ども・子育て支援交付金	○	
国・県等からの地域子育て支援拠点事業費補助金	○	
広域入所児に係る他自治体からの施設給付費	○	
日本スポーツ振興センター加入に係る保護者負担金		○
嘱託・臨時職員の保険料控除金		○
職員からの給食費等の実費負担金		○
1号認定児・2号認定児からの副食費等の実費負担金		○
保護者からの保護者会費・主食費・教材費等諸経費		○
保護者からの一時預かり事業に係る利用料		○
保護者からの延長保育事業に係る利用料		○